

～美容所を開設される方へ～

美容所を開設する際は、美容師法により事前の届出手続が必要です。
手続には時間を要しますので余裕をもってお手続をお願いします。

お手続（営業開始まで）の流れ

1 事前相談

計画段階でお店の図面を保健所までご持参頂くか、又はメール※でお送り下さい。美容所には法令で施設の構造設備や衛生管理の基準が定められています。それらの基準を満たしているか確認いたします。

※メールでのご相談の場合は右 QRコードからアクセスするか、
直接「eisei-cwo.PHB@city.fukuoka.lg.jp」へ送信して下さい。



アクセス用QRコード

2 届出

提出書類（裏面参照）を保健所に提出してください。
（受付時間9：00～16：30（土・日・祝日を除く））
書類審査後、お店の現場検査日時を決定いたします。



3 保健所検査（保健所職員による現場検査）

担当の保健所職員がお店にお伺いし、構造設備などが基準を満たしていることを確認します。（基準を満たしていない場合、再検査となります。）



4 確認済通知書の交付

現場検査後、確認済通知書を交付いたします。
現場検査から交付まで3日程度（土・日・祝日除く）
かかります。



5 営業開始

確認済通知書交付後に営業を開始することが出来ます。



美容所開設届出に必要な書類等

○必要事項を記入した開設届

開設届は保健所窓口又は福岡市ホームページで取得出来ます。

○施設の平面図

セット椅子、洗髪設備、洗い場、消毒設備などの設置場所及び面積が確認できる平面図が必要です。

○施設周辺の見取り図

施設の場所が分かる地図。インターネット上の地図を印刷したものや手書の地図でも構いません。

○美容師免許証

従事する美容師全員の免許証をお持ち下さい。

○医師の診断書

「結核」と「感染性の皮膚疾患」の有無に関する診断書（届出日から遡って3か月以内に交付されたもの）をお持ち下さい。従事する美容師全員分必要です。

○管理美容師講習会の修了証書（美容師が2名以上在籍する場合）

○履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書（法人で開設する場合）

届出日から遡って6か月以内に交付されたものが必要です。

○手数料 16,000円

現金のみ。納入後の返金はありませんのでご注意ください。

※上記以外の書類を求める場合もあります。

～お問い合わせ先～

福岡市保健所 中央衛生課 環境係

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ6F(7番窓口)

Tel:092-761-7351

E-mail:eisei-cwo.PHB@city.fukuoka.lg.jp